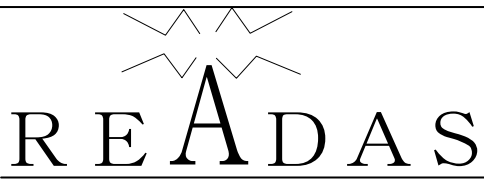


第 5402 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 5日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ ミニ保険

Q：ミニ保険に加入しようかと考えています。ミニ保険の税務上の取扱いはどうなっているのですか？

A：所得税法上の生命保険料控除の対象にはなりません、相続税法上では生命保険金としてみなし相続財産になります。

【解説】

ミニ保険は、金融庁財務局に登録された少額短期保険業者が販売する少額短期保険のことで、平成18年の保険業法の改正により誕生した、いわゆる第三の保険のことをいいます。

保険金額が少額で保険期間が短期（生命保険は1年、損害保険は2年）の保険しかありませんが、代わりに保険料が安かったり、持病があっても保険に入れたりとユニークでバラエティに富んだ商品がたくさんあります。

ところで、このミニ保険の税務上の取扱いですが、次のようになっています。

①所得税での取扱い

生命保険料控除の対象になる保険料は、保険業法2条3項の保険会社と契約したものとなっており、保険業法2条18項に定義付けされている少額短期保険業者との契約に基づく保険料は対象とされていません。したがって、ミニ保険の保険料は、生命保険料控除の対象にすることはできません。

②相続税での取扱い

保険業法2条3項及び18項の保険業者と契約した生命保険に係る生命保険金は、相続税法上非課税とされていますので、みなし相続財産として非課税の対象となります。

